

スウェーデンにおける司法実務修習および 判事補の養成教育

萩原金美

目次

はじめに

第一章 司法実務修習

一 序

二 司法実務修習運営委員会

三 修習生の採用等

四 修習の内容

五 修習生の労働負担過重問題

六 修習の終了とその後の進路

七 結語

第二章 判事補の養成教育

一 序——裁判官歴の概観

二 判事補候補生の採用

- 三 候補生の執務とその成績評価
 - 四 候補生の執務の内容
 - 五 判事補への任命とその職務
 - 六 結 語
- おわりに

はじめに

本稿は、スウェーデンにおける司法実務修習および判事補の養成教育に関する紹介的記述で、拙稿「スウェーデンにおける法学教育と法学教師」(本誌一八卷二号「一九八三年」所収)の続稿といふべきものである。前稿とともに筆者の、スウェーデン司法とくにその裁判官の任命・養成制度をめぐる研究の一部を成すことになるが、前稿と異なり一つの中核部分を占めるといってよい。なお、筆者(の实践的意図)としては、本稿がわが国における司法研修所の関係者その他法曹養成教育に関心を有する方々によって読まれ、いささかなりともわが国の法曹養成教育に有用な知見を提供できることを願っている。^(前注)

(前注) 以下に、インタビュの結果として引用するものについて、インタビュの行なわれた日時および場所は次のとおりである。

P・O・ボルディング (Per Olof Bolding) ≡ ルンド大学法学部教授 一九八一年一月初めから一九八二年一月半ばまでの間随時、ルンド大学等において。

S・メリーン (Sture Melin) ≡ ルンド地方裁判所判事 一九八二年二月二十八日、同地裁において。

E・アスベリン (Erland Aspelin) ≡ スコーネおよびブレキング高等裁判所判事 一九八一年二月三日、同高裁において。

M・スミックラス (Martin Smiciklas) ≡ ルンド地裁司法実務修習生 右の期間随時、同地裁において。

M・R・ボーリェン (Mats Reinhold Börjesson) ≡ 司法行政庁長官およびL・フォン・クノリング (Lars Von Knorring) ≡ 同庁広報担当官 一九八二年一月一四日、同庁において。

(順不同、肩書はいずれも当時のもの)

第一章 司法実務修習

一 序

司法実務修習⁽¹⁾の制度は、一人の裁判官しか配置されていない小裁判管轄区の地方裁判所において、裁判官が一般事務および限られた範囲内の裁判事務について補佐職を必要としたことに始まり、徐々に整備され、発展してきたといわれる。⁽²⁾ 現在では地方裁判所のみが修習庁ではないが、依然として地裁は司法実務修習の中核であり、司法実務修習をいみする *tingstjänstgöring* その終了をいみする *tingsmeritering* などの語は、*tingsrätt* すなわち地裁と司法実務修習との密接な歴史的関係を示している。⁽³⁾

法学士試験に合格した者のほとんどは司法実務修習生に採用されることを希望する。⁽⁴⁾ 裁判官・検察官になるためには修習を経たことが要件とされているのはもちろんとして、その他の公私の法律専門職および法律知識を必要とする上級の職種（弁護士、高級公務員、警察長、執行官、民間の企業・団体の幹部法律職など）に就くためにも、伝統的に司法実務修習はほとんど不可欠の前提条件と認められてきているからである。⁽⁶⁾ したがって法学生的大部分は、修習を法学教育における必要かつ義務的な最終段階と考えているのである。⁽⁷⁾

修習生の採用その他修習制度の運営は、かつては各高等裁判所が行なっていたが、一九七二年に司法実務修習運営委員会 (*notarienämbuden*) が設けられ、ここで統一的に所管することになった。新しい修習制度の運営に関する基本的法規整は、まず「司法実務修習生に関する勅令」(*notarietjänstgöringens föreskrifter* [1972: 519]) でなされ、一九七九年にいたり、これに代って「司法実務修習等に関する政令」(*förordning* [1979: 574] om *notarietjänstgöring m. m.*) が制定され、同年七月一日から発効した。

二 司法実務修習運営委員会

前述のとおり、司法実務修習制度の運営機関として司法実務修習運営委員会が設けられている。委員会は委員長、副委員長および最高四人の委員をもって構成する（前掲政令八条一項前段。以下たんに条文のみで引用する）。委員長以外の構成員には補充員がいる（同項中段）。構成員および補充員は政府が任命し、任期は最高三年である（同項後段）。

一九八一年現在の構成員をみると、委員長が司法行政庁（domstolsverket⁽⁸⁾）長官、副委員長が地裁所長判事、委員のうち二人が裁判官（一人は地裁所長判事、一人は地裁判事）、一人が検察官その他一人となっている⁽⁹⁾。

委員会の議事は原則としてイェンシェーピング（Jönköping⁽¹⁰⁾）において行なう。ここに所在する司法行政庁のなかに、委員会の事務局が置かれているのである。

定足数は四人であるが、委員長または副委員長の出席が必要である（二〇条一項前段）。もともと、とくに重要な事項の処理についてはできる限り全員の出席が要求される（同項後段）。可否同数のときは委員長の意見による（同条二項）。

委員会の主な職務権限としては、修習生の採用、修習の一般基準の決定、修習終了証明書の発行などが挙げられる（六条、二六条）。

三 修習生の採用等

修習は地方裁判所または行政地方裁判所（länsrätt。原語では、後記の県裁判所と同名であることに注意）を主体庁としてなされる（二四条）。後者は従前、県中央行政庁（länsstyrelse）の一部とされていた県裁判所（länsrätt）県租税裁判所（länskatterätt）および不動産課税裁判所（fastighetstaxeringsrätt）の二つを前者から分離独立させ、これらを統

合した第一審の一般行政裁判所であり、各県に一つ設置されている⁽¹¹⁾。その創設は一九七九年七月一日である。

修習生のポストは、地裁が約六四〇、行政地裁が約二〇〇、合計約八四〇である⁽¹²⁾。前者の修習生は「地裁修習生」、後者のそれは「行政地裁修習生」とよばれる。修習期間は二年六月と定められている⁽¹³⁾。それゆえ、毎年採用される修習生の数は右の合計数の二分の一以下になる。出願者の約五〇%が採用される⁽¹⁴⁾。一見競争率は低いように思われるが、それまでに通常五年以上法学の勉強に専念してきており、修習生になれなければ、法律専門職としての輝しい将来はほとんど絶望に近いので、修習生への採否は新しい法学士にとってまさに死活にかかわる重大問題といえるのである。

委員会は、修習生の空席をJUSEK発行の「司法実務修習生速報」(Notarie Akutuell)を通じて告知している。JUSEKのメンバーである学生⁽¹⁵⁾は無料でその配付を受けることができる。なお、各法学部でも入手できる。さらに委員会の自動電話サービスで空席に関する情報を与えている。

出願用紙は委員会はもちろん、各法学部およびJUSEKのオフィスで入手できる。

空席の告知は修習開始日(毎月一日と定められている)の約二月前に行なわれる。出願期間は約二週間である。通常、期間満了後の月の第一火曜日に採用決定のための委員会の会議が開催される。これは採用日の約三週間前になる。採用の通知は、採用決定後約一週間内に郵便でなされるが、加えて決定の翌日には委員会の自動電話サービスで知ることがができる。

採用にあたっての評価基準はかなり複雑であるが、大要は次のとおりである。

法学士試験の成績を基準とし、これを試験科目(但し、旧履修基準による入門課程の科目、新履修基準による「法学入門」、「法技術」および「法と社会」は除かれる)ごとに委員会の定める基準に従い点数に換算してその総点数を出す。その換

算方式は旧履修基準による試験と新履修基準による試験とでは異なる。

旧基準によるものについては、可一点、良一・五点、優二点、但し、応用研究は可一・五点、良一・七五点、優二・二五点である（応用研究との交換科目については可と良の二段階の成績しかなく、可は一・五点、良は二点とされる）。

新基準によるものについては、成績の点数を各科目の点数（一点は一週間の学習をいみずる。例えば、訴訟法は一〇点である）で乗ずる。

新旧異なる試験の合格者の比較については、旧基準では成績評価が不可、可（B）、良（Ba）、優（AB）と四段階方式になっていたのに、新基準では不可、良（G）、優（VG）と三段階方式になっていることなどから困難な問題が生ずる。学生からの批判も強い。⁽¹⁶⁾

右の基本的算定方式には若干の修正要素が加味されており、また、試験科目以外の科目の履修、外国における研究、法律実務の経験（法学士試験合格の前後を問わない）も、一定の条件のもとに評価の対象となる。これらについても詳細な算定数値が定められている。さらに申請人が以上の結果全く同点の最終的評価を得たときは、各種の附随的要因が検討される。例えば、右の条件を充足しない法律実務の経験や、学生組合における活動などがこれに含まれる。

試みに一九七八年八月一日に採用された者（旧履修基準による）についてみると、出願者総数二二二人、採用者数五⁽¹⁷⁾六人、採用者の合計最低得点全国二一・七五、ストックホルム地区（Stockholm området）一三三・二五、イヨーテボリィ（Göteborg）地区二二・七五⁽¹⁸⁾点である。

次に、修習生の給与、勤務条件について一言する。

修習生は二年六月の期間内に休暇以外に三〇日を超えて欠勤してはならない。つまり一月に一日の割合である。病氣等の事由によりこれを超えて休んだ場合は、原則として修習を延長しなければならない。

給与については他の公務員のそれと同様に、労使の団体協約により規制される。年齢や前歴により差異はあるが、最高F10で、通常はまずF6にランクされる。F6の最低基本給は一九八一年一月現在月額五、九五八クロネである。古参の裁判官の給与が月額一万四一五、〇〇〇クロネであり、公務員の最高給が月額二万一、六三〇クロネであるから、所得格差の低さには驚くべきものがある。

(わが国は国際的にみて所得格差の低い国といわれているが、一九八二年八月現在、修習生の給与月額は一三万八、六〇〇円〔司法修習生の給与に関する規則一条〕、判事補の最低号のそれは一五万五、六〇〇円、最高裁長官のそれは一五五万円〔裁判官の報酬等に関する法律別表〕であつて、スウェーデンの場合と比較すれば逆に著しく給与格差が高いことが明白である。)

四 修習の内容

修習は、各主体庁で最低一年することが要求されるが(二四条)、それ以外に検察庁、警察長、執行官局、県中央行政庁または弁護士⁽¹⁹⁾の許でも行なうことができる(三一条)。検察庁または県中央行政庁では最高一年まで、その他の機関等においては最高六月までできる(同条二項)。なお、委員会がとくに認める場合は、上記以外の機関または私人の使用者の許で一定期間修習することも認められ、現在、国税庁、特許・登録庁および労働裁判所がそれぞれ委員会との協定により修習を引き受けている(四一条参照)。期間は前二者が六月、後者が最高一年(三二一条参照)である。⁽²⁰⁾

修習は上記のうち最高三つに分けてすることができる(二二一条二項)。

行政地裁修習生は、修習終了後検察官職に就くための要件を欠くが、⁽²¹⁾通常裁判所の裁判官職への道は開かれており、右の一点を除いては主体庁の別による差別はない。しかし、伝統的に修習といえど地裁のそれと考えられてきたため、現在のところ労働市場でも地裁修習終了者への需要が圧倒的に多い。行政地裁修習生は一九八一年に漸く終了者が出たばかりで、法学生や修習志望者の間にこれに対する若干の不安がみられるようである。⁽²²⁾

以下では、主として地裁の修習について説明する。

地裁の修習期間には二年半、二年、一年半および一年と、四つのタイプがある。全体の約半数すなわち三〇〇人強が二年半の全期間地裁で修習する。約三五人が毎年一年半の修習を開始する。若干の者が一年の修習を選ぶ。その他の者は二年間修習する。⁽²³⁾

修習はほぼ完全なオン・ザ・ジョブ・トレーニングであり、修習生は修習の初期を除き、事件の処理に実際に関与することを通じて修習する。そこで、地方裁判所規則 (förordning [1975 : 511] med tingsrättsinstruktion) は修習生の職務権限について規定し、とくに地裁は一定の修習期間を経た修習生に一定の裁判事務を独立して担当する権限を与えることができることとし、これに関する詳細な定めを置いている(一八条ないし二〇条)。

それによれば、

① 最低六月の修習を経た者は、登記部における一定範囲の登記事件、遺産目録調書に関する事件、専門裁判官が判断すべき後見に関する事件、遺言書の成立についての証人尋問に関する事件、争いのない夫婦財産の分割に関する事件等

② 最低一年修習した者は、証書訴訟、督促手続、破産裁判官としての職務、罰金以下の法定刑にあたる刑事事件(但し、交通における過失事件その他の例外がある)等

③ 最低一年六月修習した者は、共同申請による離婚事件(但し、監護または面接交渉権が関わるものを除く)、非訟事件手続法 (lag [1946 : 807] om handläggning av domstolsärenden) による専門裁判官が判断すべき事件等

について、これ进行处理する権限が与えられる。

委員会制定の修習基準における、修習生約一〇人を有する中規模の地裁のための修習プランによると、二年六月の

全期間を地裁で執務する場合の修習は、次のように行なわれる。⁽²⁴⁾

最初の二―三月は、先輩修習生の指導下に地裁の職務活動の全領域に関する概観を得ることに努める。この時期に、遺産目録等の検討や登記事務、先輩修習生の処理する事件における書記官としての仕事が割り当てられる。

続いて登記部に約六月所属し、かつ、遺産目録調書等に関する事務を処理する。ここでは二人の修習生が同時に執務する。

その後、登記部から一般裁判部の係 (rotel) に配属される。係は一人の裁判官が一つを担当している。ここでは事件を調査・準備し、書記官として調書を作成し、相当な範囲内で判決・決定への提案を起草する。この期間は合計一六―一八月で、ほぼ三―四の係を廻り、異なる裁判官の指導を受ける。係の一つは多様な事件が配点されるものであるべきである。なお、その有する権限に応じて直接事件の判断をすることが委ねられる。

さらに次の二―三月は、破産裁判官として執務し、かつ証書訴訟、督促手続事件を処理する。

また、修習生は通例、所長判事の担当する少年刑事事件の係において書記官として執務する。ここで同時に、司法行政事務の処理に関する知識も与えられる。

右のような過程を経て、最終的には独立して若干の事件を担当することになるが、これを実務では「修習生事件係 (notarierotel) の担当者」になると称する。この期間は約三月である。

以上を要約すると、

ガイダンス期

二―三月

登記部配属期

約六月

一般裁判部配属期

一六―一八月

破産裁判官、証書訴訟

二―三月

督促手続事件担当期

修習生事件係担当期

約三月

といえよう。

以上の期間は、他の修習生との関係や休暇その他の事情によって多少の変更を来たすことがある。⁽²⁵⁾

中規模の地裁に属するルンド地裁について一言すると、八つの修習生のポストがあり、その職務権限、事務分配は「修習生執務細則」(arbetsordning för notarier vid Lunds tingsrätt)により定められている。例えば、修習生1のポストの者は、修習経験一年半の職務権限を有し、第四係の書記官事務と破産事件を処理するものとされている。

(ルンド地裁の裁判官の定員は、所長判事一、地裁判事四、地裁判事補二〔但し、一九八一年現在判事補一は空席〕であり、全裁判官が各自の係をもつ。)

なお、ストックホルム、イヨーテポリイ、マルメ(Malmö)の三大地裁においては、裁判所の規模や職務の専門化等を考慮して上記とは異なる修習が行なわれている。

次に、その他の修習庁における修習のうち、行政地裁、検察庁、執行官局および警察機関のそれについてのみ簡単に述べておこう。これらの修習についても委員会が修習の一般基準を定めている。

行政地裁

修習は通常、最低三、最高五の係で行なわれる。最初の段階ではガイダンスと簡単な事件の準備・報告を担当する。ついで各種の事件の準備・報告、口頭弁論における調書の作成、判決・決定への提案および行政地方裁判所規則

(förordning [1979 : 573] med länsrättsinstruktion) 一一一条による事件の処理を行なう。

検察庁⁽²⁶⁾

修習期間は一年である。約一月のガイダンス期に続き、約四月軽微な事件について準備・報告し、かつ決定への提案を提出する。また、検察官処罰命令⁽²⁷⁾を作成し、制裁(刑罰)への提案をする。

その後の約六月は、軽微な事件について自己の責任で検察官としての職務を行なう。最終段階にいたると、「少年非行者に関する特則に関する法律」(lag [1964 : 167] med särskilda bestämmelser om unga lagöverträdare)による訴追の可否について準備・報告をする。

なお、六月の修習も可能である。

執行官局⁽²⁸⁾

修習期間は六月である。ガイダンスの後に、約三月本局で執務し、公的および私的執行事件における貸金債権の差押および貸金債権執行命令に関する決定への提案の作成、さらに競売等による動産の売却の準備、破産事件における監守命令への提案の作成等を行なう。

その後の期間は、授權規定のわく内における公的・私的事件における執行上の処分等を担当する(強制執行法[utsökningsslagen [1877 : 31]]一章四条、執行官規則 förordning [1965 : 687] med kronofogdeinstruktion) 一一条参照)。

警察機関⁽²⁹⁾

修習は警察長の指導監督のもとに行なわれる。修習の部門は事務局、刑事部門、制服部門の三つである。約三月は事務局で自動車運転免許証のための適格証明、旅券、富くじ、公共用地の利用規制等に関する事件について準備し、決定への提案を作成する。なお、相当な範囲内で警察長の代理として独立に事件を処理することを命ぜられる。

刑事部門では七一八週間修習し、各種の捜査係に配属される。尋問の場に同席し、かつ相当な範囲内で、軽微な事件の捜査を指揮することを命ぜられる。

制服部門では、四一五週間修習する。ここでは交通規制、受付事務（旅券、遺失物、公衆に対する情報供与）等の事務を処理する。なお、刑事部門と同様に、一定の範囲内で軽微な事件の捜査の指揮を命ぜられる。

右にみたように、スウェーデンにおける修習は、徹底して実務的であり、わが国の修習などと比べて格段に密度が濃いといってよい。単純な比較はできないが、裁判所のみでの修習の場合には、おそらくわが国における判事補経験一年程度までにほぼ相当するのではないかと思われる。

五 修習生の労働負担過重問題

最近、修習生活の実態とくに労働時間の問題について、興味ある調査の結果とこれをめぐる論議が発表されている。ここでは、それらを紹介することによって、修習の実態の一面を見てみることにしたい。⁽³⁰⁾

一九八〇年に実施されたJUSEKのアンケート調査の結果によると、⁽³¹⁾修習生の労働負担の過重さが深刻な問題として表面化している。右調査結果およびこれに関する調査担当者の説明は、以下のとおりである。

地裁修習生の実に九〇%以上が超過勤務をしており、その時間は平均して週六時間を超える。しかも半数以上が、超過勤務手当の支給を全く受けていないか、受けていたとしてもほんの一部分に当る額のみである。

これに反して、行政地裁修習生の労働環境はよりベターである。約半数が超過勤務をしているが、週六時間を超える者は僅か二%にすぎず、かつ超過勤務手当は大部分の時間について支払われている。

地裁についてより詳しくみると次のようになる。

修習生は平均週六・五時間強（年間〔四六週〕では三〇〇時間以上）の超過勤務をする。⁽³²⁾うち約四時間は職場で、二時間半は自宅で仕事をする。そのほかに、平均して月に二日は休日に働く。以上の超過勤務のなかには自分の勉強のための時間は含まれていない。

超過勤務は比較的小規模の地裁（修習生数一五人まで）において一般化している。超過勤務なしに満足のゆく仕事ができる、と答えている者は、回答者の四一%のみである。

もっとも、労働過重にもかかわらず大部分の修習生は仕事を楽しくやっている。そうでない者は三%にすぎない。このような超過勤務を必要とする原因は何か、また、なぜ修習生はほとんど全く代償のない超過勤務という不合理な労働負担に甘んじてきたのであろうか？

実はこの問題はすでに一九四〇年代から長いあいだ知られていた事実なのである。それなのに修習生は不満を訴えることなく、事情を知っている地裁所長判事^{II}修習生にとっての長も——自身JUSEKのメンバーでありながら——、JUSEK（およびその前身団体）も、これまでとくだんの事態改善の対策を講じないまま放置してきたのである。

超過勤務を必要とする原因の一つは、修習生に十分な指導を受ける機会が与えられていないため、仕事に不必要な時間を要することにある、と指摘されている。回答者の三三%のみが十分な指導を受けていると考えている。三分の二がより多くの指導を得られたならば、もっと迅速に仕事が処理できただろうと考えている（十分な指導を受けていないと答えた者については実に九三%がそうである）。

もう一つの原因——これは指導官である所長判事や地裁判事から通例いわれていることだが——、修習生は仕事に

興味をもち、より一層勉強したいと欲するがゆえに超過勤務をする、というのである。しかしこれは、部分的にのみ支持しうる説明にすぎない。十人のうち四人までが正規の勤務時間内には仕事が処理できない、と述べているのである。

超過勤務および修習生がそれを申告しない理由はさまざまである。

超過勤務を申告しないことと、良い修習成績を得ることができないという心配との間には明らかな関係がある。多くの修習生は、超過勤務をしないで仕事を処理できる者は、超過勤務をせねばできぬ者よりも優秀に違いないと考えている。この誤った固定観念と修習生間の連帯の欠如が、多かれ少なかれ、超過勤務をしながらその補償を請求しないように強いるのである。六四％は悪い成績を得ることへの懸念から正確な超過勤務時間をあえて語らないと述べており、また、八四％が同僚の超過勤務時間に関する報告は成績への配慮によって影響されていると信じている。

超過勤務は必ずしも命令されるわけではないが、そうすることが暗に期待されている。その背後には伝統がひそんでいる。所長判事が修習生だったころには、超過勤務という制度は存在しなかった。かれは机の上がきれいに片づくまで働いたのである。修習生の時期は、法律家の卵が経験せねばならぬきびしい試練の時だと考えられていたのだ。最後に調査担当者は、修習生の労働負担の現状にかんがみ、一〇〇人の新しい修習生のポストが必要になるとし、また、修習生に対する指導の強化や、修習生相互間、修習生と指導官との間の連帯と協力の必要性等を提言する。

ところで、右の調査結果が掲載されている誌面に、子供をもつ女性修習生は、以上の労働負担過重に加えて、特有の大きな困難に直面していることが報じられている。⁽³³⁾

地裁所長判事のなかには、優秀で知的な女性が子供を産むのは結構なことだが、修習生となると話は別だ、自分の

裁判所では小さい子供のいる女性修習生は絶対に採らない、という驚くべき保守的な意見を吐く者もいる。この所長判事の許で執務した女性修習生は、JUSEKの調査担当者とのインタビューにおいて、所長判事に睨まれ、成績の評価が悪くなるのを怖れて匿名を希望したが、次のように語っている。

彼女は毎日早朝に出勤したが、子供を託児所から家に連れ帰るため夕方五時に退庁しなければならなかった。その結果、所長判事に彼女は他の男性修習生ほど優秀でないと判定され、より簡単な事件しか与えられず、かつ、他の男性修習生のような新しい職務には推せんできない、とされた。こうして結局彼女は修習を中絶せざるをえなくなった。もちろん、これは極端な事例だが、右の調査は母親の役割と修習生の職務とを両立させるのが著しく困難であることを明らかにしている。連日の超過勤務では託児所の閉所時に間に合わないし、また、幼児期に必要とされるスキップを子供に与えることができないのである。

右のアンケート調査の結果および女性修習生に関するインタビュー記事に関連して、JUSEK誌上にあらわれた論議としては次のようなものがある。

(一) アールグレン (Torgny Ahlgren) 地裁所長判事⁽³⁴⁾

裁判事務には多かれ少なかれ超過勤務が必要となるのは自明のことだ。私自身も超過勤務をしている。修習生当時からずっとしている。そしていまだかつて、超過勤務手当を一クロネたりとも貰ったことはない。

修習生活に入る以上、少々余分に仕事をせねばならぬことは当然覚悟しておくべきだ。それは将来のための有利な投資である。

修習生が、勤務時間内に仕事ができないことを所長判事に申し出ると、自分の能力に否定的な評点を与えられるの

ではないかと心配していることは知っている。

だが私のみるところ、今の修習生は昔の修習生ほどは働こうとしない。もっとも、一部の者はすごく熱心に喜んで働き、数年間の激務は結局自分にとって良好な結果をもたらすと考えているのだが、他の者はそう思わない。

私は、必要な場合にはもちろん超過勤務手当の支給を認めるつもりだが、超過勤務の実態をあまり誇張すべきではない。

(二) SYJFの委員長ホースタード (Helena Hästad)

修習生の労働組合意識が疑わしいことを指摘し、かつ、修習は第一に「職務の遂行」であり、第二に教育であること、したがって、教育の名のもとに無償の超過勤務を隠蔽できないことを強調する。⁽³⁵⁾ また、所長判事が同じくJUS EKのメンバーであることは事態の改善のために有利であり、かれらに修習生の問題の理解を容易にさせると思う、と述べている。

(三) JUSEKの裁判官部門の委員長ディーレ (Gunnar Dyhre)⁽³⁶⁾

地裁の修習生が週平均六・五時間もの超過勤務をしていると結論する調査結果は理解しがたい。超過勤務のなかには、各種の他の機関、例えば、地方自治体の委員会の委嘱に基づく仕事などは含まれないから、厳密に計算すると右の数字にはならないと思われる。

超過勤務は、一時的なものと同継続的なものとに分けて考えるべきである。

一時的な超過勤務は裁判所においてはほとんど不可避的である。多数の勾留中の被告人がいる大刑事事件の場合、十分な配慮をもって審理計画を立てても超過勤務が生じうる。修習生が自己の責任で多数の登記、証書訴訟、督促手続事件を担当せねばならぬ初期段階にも超過勤務を避けることは困難である。

継続的な超過勤務すなわち修習生が長期にわたりその仕事を処理するのに超過勤務を強いられる場合は、その原因を調査して対策を講ずるべきである。

私が右の調査記事を読んで驚いたのは、修習生が所長判事に対して超過勤務について話そうとしないという点である。現在の所長判事の大部分は、修習生と話をし、議論をすることに積極的なのであるが——。成績評価については、労働時間の長さないし仕事の迅速性はその一要素にすぎないし、評価の決定は所長判事単独で行なうのではなく、原則として修習生の執務状況を知る全指導官との相談の上でなされるのである。

右記事によると、若干の所長判事はほとんど専制君主であるかのような印象を与えられる。私には修習生が自庁の所長判事をそのようにみているとはとうてい信じられない。もし、所長判事と話すことがそれほど困難なら、どうして他の地裁判事に話さないのだろうか？

継続的な超過勤務の解決のためには、裁判官と修習生が、場合によっては一般職員も加えて協議することである。その結果、修習生の数が少なすぎることが明らかになったり、また、仕事のよりベターな配分や、ルーティーンの仕事を一層簡略化することなどが可能になる。アンケートの回答のなかで、より良き指導が労働時間の短縮につながるという問題が提起されていたが、これは正しいと思う。この面での対策も大切である。

JUSEKはすべての地域に職場代表 (Lokalombud) を置いている。私は職場代表が超過勤務問題を監視し、必要な場合には協議のためのイニシアティブをとるべきだと考える。各地裁レベルで問題が解決しえないときは、JUSEK中央がこれに介入しなければならないが、そのための適切な協同機関として、いわゆる「修習生問題グループ (notariegruppen)」——JUSEK内の裁判官部門とSYJFとの協同機関——が存在するのである。

(四) ロードストレーム (Anders Rådström) ——アンケート調査担当者の一人——⁽³⁷⁾

(超過勤務時間の算定に関するディールへの反論については省略する。ただ、この超過勤務時間は実際のそれであり、遅刻してきてその分遅くまで働いた時間やコーヒータイムの超過時間などは入っていない、と述べているのが興味を惹く。)

事件審理の必要上、一時的に超過勤務が生ずる場合があることはディールのいうとおりである。しかし、登記、証書訴訟、督促手続事件について、修習生の事務処理能力の不足を超過勤務の原因としてそのまま認めることはできない。事務処理能力の不足は、超過勤務ではなく、適切な指導によって矯正されるべき問題なのである。

修習生がきわめて優秀で、将来性に富むと認められるためには、仕事を処理するのに自分の自由時間まで必要としていると告白しないほうが有利に違いない。超過勤務の大部分は、修習における教育的要素に対する修習生の態度におそらく基因しているのである。

ディールが、超過勤務の問題は各地裁レベルで論議されるべきだというのは正しい。この不合理な関係を是正することは、JUSEKの裁判制度部門に属するすべてのメンバー——所長判事、地裁判事そして修習生——の関心事でなければならない。

成績評価に対する修習生の態度がこの問題の放置につながってはならぬ。現在、修習生問題グループは修習生の成績評価制度の再検討を進めている。また、指導方式の問題も取り上げている。これらの対策の実現により修習生の労働条件が八〇年代のスウェーデンにふさわしいものに改善されることが望まれる。

(五) スパーク (Carl-Anton Spak) 地裁所長判事 (ストックホルム地裁)⁽³⁸⁾

所長判事としての私の経験によれば、修習生は地裁における最も素晴らしい存在である。かれらは気持のよい若者であり、おそらくいささか硬直化してしまっている裁判官に、新鮮な考え方を提示し、かつ、裁判官と一般職員との間の架橋的役割を果してくれる。

ところで、修習は教育と労働の両面を同時に有している。修習生はもちろんしばしば教育面の増大を求める。この両者の調整は効率性の観点から修習生の労働面が遂行されるように解決されなければならない。修習生の労働はたしかに多くの点で、もっと容易にすることができ、かつ、おそらく合理化できるであろう。法律家を必要としない仕事は一般職員に移すことができる（人員配置上の困難はあるが）。

教育面からみて、修習生があまりに沢山の判決への提案を作成することは果して必要だろうか？ 修習生はできるだけ多く判決への提案を書くのがよい、という意見も存在する。しかし、それは修習生ではなく、判決を自ら書く手間が省ける裁判官にとって「よいこと」なのではあるまいか。修習生が正規の勤務時間内にも多くの判決への提案を書くことは通常困難であるのみならず、教育的観点からはその必要もない。適切と認められる事件について、裁判官の指導のもとにそれを行なわせ、作成後に建設的な批判を与えることで十分であろう。同様のことは、修習生の書記官としての調書の作成についてもある程度いえることである。

修習生が判決の起案、調書の作成および調査・報告の技術について裁判官から規則的な指導を与えられることが望まれる。これはそれほど多くの時間を要しない。そして、長期的にみて裁判所全体にとって大きな労働時間の節減をいみすることは確実である。

修習生の超過勤務の問題は、多くの場合まず地裁内部においてとくに裁判官と修習生との協議によって解決されるべきだと私は考える。しかし、JUSEKのメンバー間における異なるグループの利益に関する問題なので、JUSEK自身もいまやこの問題に取り組むべき時期であろう。

以上の調査結果およびこれをめぐる論議を通じて、問題の核心は修習における労働的要素と教育的要素とをどのよ

うに理解し、そして調和させるかにあることが分るといえよう。司法実務修習とは、まさに「実務」を行なうことであり、同時にまた「修習」をすることなのである。しかし、そもそも両者は密接不可分で、截然と区別しがたいものであり——同じ楯の両面といつてよい——、問題の根本的解決は決して容易でないであろう。⁽³⁹⁾ここではただ、この問題は法曹養成制度について考えるとき、比較法的共通性を有する重要な問題であることに注意を喚起しておきたいと思う。⁽⁴⁰⁾

(38) 38

六 修習の終了とその後の進路

前述のように、修習成績の評価は各修習庁においてなされる。司法実務修習運営委員会がするのではない。また、最終的ないわゆる二回試験のようなものもない。修習が終了すると、委員会により、修習終了証明書 (bevis om notalemerithing) が発行される (二四、二六条)。この証明書には修習庁、そこにおける修習の内容および期間が記載される。

修習終了後の進路は多様である。⁽⁴¹⁾最も多いのは高等裁判所または行政高等裁判所の判事補候補生 (fiskalaspèrant) となる者であるが (かれらのなかには、候補生の課程を終ると、他の公・私職に転ずる者、さらにはその後裁判官歴の途中で高級公務員などに転ずる者もかなりの数に達する)、⁽⁴²⁾これを含めて国家機関に就職する者の数が圧倒的である。法学士・社会学士組合 (JUSEKの前身) が行なった調査結果によると、一九七七年の修習終了者三〇七人のうち、国家機関部門に一九〇人 (六八・一%)、地方自治体部門に二〇人 (七・二%)、私的部門に六九人 (二四・七%) が進んでいる。⁽⁴³⁾右の調査結果をより詳しくみると、次のとおりである。

スウェーデンにおける司法実務修習および判事補の養成教育

| 職域(種) | 人数 | % |
|---------------------------------|----|------|
| 中央行政庁 | 三一 | 一〇・一 |
| 県中央行政庁 ⁽⁴⁴⁾ | 二四 | 七・八 |
| その他の地方国家行政機関 | 三 | 一・〇 |
| 警察機関 | 四 | 一・三 |
| 検 察 庁 | 一〇 | 三・二 |
| 高等裁判所 | 五八 | 一九・〇 |
| 地方裁判所 | 三 | 一・〇 |
| 執行官局 | 五 | 一・六 |
| 行政高等裁判所 | 四一 | 一三・三 |
| 第一次地方自治体 ⁽⁴⁵⁾ | 九 | 二・九 |
| 県参事会 ⁽⁴⁴⁾ | 一一 | 三・六 |
| 弁護士事務所 | 三五 | 一一・四 |
| 経営者団体 | 二 | 〇・六 |
| 労働者団体 | 三 | 一・〇 |
| 私企業(銀行、保険関係を除く) ⁽⁴⁶⁾ | 五 | 一・六 |
| 銀行関係 | 一一 | 三・六 |
| 公共弁護士事務所・法律扶助機関 ⁽⁴⁷⁾ | 九 | 二・九 |

| | | |
|--------------------|-----|-------|
| 保険関係 | 一 | 〇・三 |
| 教職関係 | 二 | 〇・七 |
| 自営 ⁽⁴⁸⁾ | 一二 | 四・〇 |
| 無職・無回答 | 二八 | 九・一 |
| 合計 | 三〇七 | 一〇〇・〇 |

この調査には次のようなコメントが付されている。

① 高裁および行政高裁に採用される候補生の数が減少していること（一九七五年は前者二九・三％、後者一五・〇％、七六年は前者二二・二％、後者一九・六％）。

② 第一次地方自治体に就職する者の数が増加していること（一九七五年は一・〇％、七六年は一・九％、ちなみに県参事会は七五、六年ともゼロだった）。

③ 無職・無回答者の半数は、職を求めたが、得られなかった者であること。修習を終了しながら職を得られない者が相当数に達するという事実は、法曹の労働市場のきびしさを物語っているといわなければならない。⁽⁴⁹⁾

七 結 語

前述のように修習が法律職の獲得のために決定的な重要性をもっているところから、法学生の側では修習生のポストの拡大を強く要求している。⁽⁵⁰⁾しかし、法律職に対する労働市場の需要を考慮すると現状でもすでに供給過剰といえる面があるのであって、この要求が満たされることはおそらく望み薄というべきであろう。かりに修習生の採用人数

を増加させたとしても、労働市場の需要が拡大しなければ修習修了者にとってシリアスな状況が生ずることになる。⁽⁵¹⁾
スウェーデンにおける若き法曹の前途は必ずしもバラ色ではないようである。

最後に、スウェーデンの司法実務修習のもつメリットについて二つの点を指摘しておきたい。

その一として、行政・警察の領域において修習終了者が上級幹部職を占めていることが、スウェーデンにおける行政機構の組織・運営の“裁判所・裁判手続化”⁽⁵²⁾と相まって、この国の行政における法の支配の徹底化にきわめて大きな意義を有していると考えられることである。⁽⁵³⁾

その二として、私企業とくに銀行、保険会社や公私の組織・団体の全般にわたって修習終了者が活躍していることは、私的取引その他における法的問題の処理を的確にさせ、無用な紛争の予防ないし発生した紛争の訴訟前・外における適切な解決を可能ならしめると推測されることである。

(修習内容が徹底して実務的であり、わが国の修習などと比べて格段に密度が濃いことが想起されるべきである。)

- (1) わが国の司法修習と異なり、後述のように修習生自身が実務を担当することを通じて修習するので *notarie* を司法実務修習生、*notari-etjänstgöring* を司法実務修習と訳する。
- (2) *Domstolsverket, Översyn av notariemeringeringen — en utredning verkställd av domstolsverket på uppdrag av regeringen* (1978), s. 48.
- (3) もっとも、第一審裁判所が *tingsrätt* という名称に変わったのは一九七一年からで、それ以前は地区裁判所 (*häradsrätt*) と都市裁判所 (*rådhusrätt*) とに分れていた。しかし、その当時における地区裁判所の裁判官は *tingsdomare* とよばれた。
- (4) 法学士試験合格者の約八五％が修習生になることを欲するといわれる。JUSEK 1/80 s. 27. JUSEK は SACO/SR 中央組織 (大学卒業生 [但し学生も含む] の労働組合連合体) 傘下の法学士・社会学士・経済学士組合 (*förbundet för jurister, samhällsvetare och ekonomer*, 略称 JUSEK) の機関誌である。本稿では組合名を示すときは JUSEK と縦書きし、誌名を表すときは JUSEK と横書きすることにする。

なお、SACO (Sveriges akademikers centralorganisation) や SR (Statstjänstmännens riksförbund) の統合(一九七五年一月一日)前の SACO に関するものであるが、川口弘『福祉国家の光と影』(一九七四年、日本経済評論社)六九—七一頁に有益な説明があるので参照を乞いたい。

(5) もっとも裁判官については、修習は実際には不可欠の要件だが、法令上は規定されていない(検察官の場合と対比せよ。後注(21)参照)。SOU 1981: 30 Forskarutbildningens meritvärde, s. 94. Domstolsverket, a. a. s. 67, 71.

(6) 法律職のための求人広告には「望ましい資格・法学士試験に合格し、かつ、地裁の司法実務修習を終了した者であること(Önskvärda kvalifikationer: Jur kand-examen och tingsmeritering)」と記載されているのが通例である。JUSEK 12/81 s. 10.

(7) JUSEK 9/80 s. 14.

(8) 司法行政庁(domstolsverket 略称 DV)は一九七五年七月一日に創設された司法行政および法律扶助制度の運営を所管する中央行政庁である。その前身は一九七一年に、従来各高裁によって行なわれていた司法行政事務を統合し、効率化するために設けられた裁判所制度組織委員会(domstolsväsendets organisationsnämnd 略称 DON)である。もっとも、すべての司法行政事務を同庁が所管するわけではなく。例えば、判事補候補生(fiskalaspirant)の採用は依然として各高裁の権限に属する。

司法行政庁は「行政的サーヴィス機関」(en administrativ servicemyndighet)であると性格づけられている。Domstolsverket, Domstolsväsendet. En presentation (undatid) s. 54. 同庁の全職員約一五〇人のうち約三〇人が裁判官(高裁判事補[hovrättsfiskal]以上の者)であるが、かれらの在任期間は、比較的短く、一—二年で裁判所との間に人事交流が行なわれているようである。これは裁判現場での経験を司法行政庁に持ち込むために必要だといわれている(以上は同庁長官ボーリェン(Matz Reinhold Börjesson)および広報担当官クノリング(Lars von Knorring)両氏とのインタビューの結果による)。

司法行政庁の最高機関は理事会(styrelse)であり、その構成員は議長たる長官のほか五人で、いずれも政府が任命する。一九八一年現在の構成員の現職ないし前職をみると、国会議員、県参事会議員(後注(4)参照)、地裁所長判事、法律家協会(juristförbundet)のオムンツマンなどである(Sveriges statskalender 1981 [1981]および Vem är det 1981 [1981]により調査)。長官職は理事会の下位にある執行機関の長である。ちなみに、このような最高機関の構成は、スウェーデンにおける主要な行政庁の原則的形態である。司法行政庁の組織等については、司法行政庁に関する規則(förordning [1975: 506] med instruktion för domstalsverket)をみよ。

(9) Sveriges statskalender 1981, s. 82—83.

(10) 首都ストックホルムから約三四〇キロ離れた小都市であるが、ここに司法行政庁(前注(8))が所在する。スウェーデンにおける国家機構の非中央化、地方分散化の一つの現れである。ちなみに同市にはイョータ(Göta)高等裁判所、イエンスヒーピング行政高等裁判所も所在している。

- (11) SOU 1981 : 75 Länsrätternas målområde—Administrativ tvåpartsprocess. s. 9.
- (12) Notarienämbuden. Notarie. Antagning och tjänstgöring (1981) s. 2. 本書は、委員会が JUSEK と協議の上毎年発行している、修習生の採用および修習内容について概説した法学生向けの小冊子である。以下、本項の記述はとくに注記しない限り同書による。
- (13) 政府の委嘱により修習制度の改革について検討した司法行政庁は、一九七八年一〇月に報告書(前注〔2〕)がそれである)を提出し、そのなかで修習期間を二年に短縮することを提案した。しかし政府は、修習生の質の低下および修習庁の職務の効率性への悪影響を理由として、年限短縮に反対する通常裁判所側の多数意見にしたがい、右提案を採用しなかった。Domstolsverket. Översyn av notarierutbildningen, s. 3 etc. och JUSEK 1/80 s. 27.
- (14) 一九八二年一月一四日、委員会における「事務職員(氏名失念)とのインタビューの結果による(この席には前記クノリング氏が同席した)。数年前までは約四〇%だったので、事態はかなり改善されているといわれる。
- (15) 学生は JUSEK の学生部門である S Y J F (Sveriges Yngre Juristers Förening [スウェーデン青年法律家協会の意])の略)に属する。
- (16) JUSEK 4/80 s. 13. そこでは、正当な評価のためには新旧履修規程による出願者を、それぞれ同じ履修規程による者相互間のみで評価すべきだとの提案がなされている。
しかしこれに対しては、統治組織法が公務員の任命にあたっては「勤務成績と有能さ」(fortjänst och skicklighet)のみが基準とされるべき旨規定していることに反するとして強い批判がある。JUSEK 11/80 s. 22.
- (17) 出願者数と採用者数との著しい差異は、複数の年次に法学士となった者が競合して出願することによるのであろう。
- (18) JUSEK 8/78 s. 12.
- (19) 一九八一年一月当時、ルンド地裁のメリン判事(Sture Melin)は F 26 で月額一万四、〇〇〇クローネということであった(本人の話)。同判事は一九一九年生、ルンド地裁では所長判事に次ぐ古参判事である。
- (20) Notarienämbuden, a. a. s. 13.
- (21) 検察官規則 (förordning [1974 : 910] med åklagareinstruktion) は、検察官候補生の任命要件として、最低一年、地裁で修習して修習を終了したことを要求する(四九条)。
- (22) JUSEK 12/81 s. 10—11.
- (23) Domstolsverket, a. a. s. 48.
- (24) A. a. s. 52—53.
- (25) 執務環境については、ルンド地裁では、全修習生が小さいながら個室を有していた(八畳間ぐらいか)。おそらく他の修習庁においても

同様ではないかと推測する。また、職務が変わると室も変わった。室と職務とは密接な関係があるようである。

- (26) Domstolsverket, a. a. s. 56—57.
- (27) 検察官処罰命令については、拙訳、P・O・ポールディング『スウェーデンにおける民・刑事訴訟の実態』（近刊、ぎょうせい）の第三章注(13)およびこれに関連する本文を参照。
- (28) Domstolsverket, a. a. s. 57—59. 拙稿「スウェーデンにおける執行官 (kronofogde) 制度について」『吉川大二郎博士追悼論集・手続法の理論と実践 [上巻]』（一九八〇年、法律文化社）三七六頁以下も参照。なお、一九八二年一月一日から新強制執行法 *utsökningsbalken* [1981: 774] が施行されるにいたったが、本文ではとりあえず旧法にしたがって記述している。
- (29) A. a. s. 59—60.
- (30) 以下、この問題についてやや詳しく紹介するのは、わが国における同種の問題を検討する上でも参考になると考えるからである。もちろん彼等の修習制度は大きく異なるけれど、読み進むうちに共通ないし類似する問題がひそんでいることに気づかれるであろう。
- (31) この調査は、一九八〇年一〇月初めに全修習生七九六人にアンケート用紙を送付し、同月から翌一月の間に回答がなされた。六六五人が回答し（回答率八三・五％）、うち五四一人（八一・四％）が地裁修習生、一二三人（一八・五％）が行政地裁修習生である。なお、回答者の男女比は男七〇・二％、女二九・六％であった。JUSEK 2/81 s. 4—7.
- (32) 一般労働時間法 (*allmän arbetstidslagen* [1970: 103]) は、超過勤務を原則として年間一五〇時間に限り認め、特段の理由が存在する場合のみ、監督官庁の許可によりさらに一五〇時間まで認めることにしている（一〇条）。
- (33) JUSEK 2/81 s. 8—9.
- (34) JUSEK 2/81 s. 9.
- (35) JUSEK 2/81 s. 7.
- (36) JUSEK 3/81 s. 10—11. テーマは高裁判事である。
- (37) JUSEK 3/81 s. 11.
- (38) JUSEK 4/81 s. 21.
- (39) 判事補（候補生）については、その労働負担の過重は、むしろ修習生以上のものがあるようである。法学教授の側からこの点を指摘したのも Jacob W. F. Sundberg, *Femton år efteråt*. TSA 1970 s. 451 がある。
- 私は、マルメ高裁のアスペレン判事と対談したとき、かれが「判事補候補生はわれわれ判事のために『奴隷のように』働かねばならぬ」と語ったのが忘れられない。スンドベリイも前掲論文のなかで、自身が判事補候補生だった一九五〇年代を回想して「われわれは動物の *fynd* (som djur) 働いた」と述べている (a. a. s. 453.)。

なお、この問題についてより詳しくは第二章注(30)、(31)およびこれに関連する本文を参照。

- (40) わが国でも修習生に対するアンケートの結果として、「起案に明け暮れの生活で修習生は心身ともに疲れている状態である。起案を真面目にやろうと思えば徹夜を強いられ、休日も利用しなければできないのが現状であって、なかには過労で倒れる人もでてきているとのことである。」(日本弁護士連合会編『司法修習白書』(一九七四年、日本評論社)八九頁)というような指摘がなされている。もっとも、これに関する真偽、賛否の意見は、当然、人により異なるであろう。

また、米国においてロー・フームの若いアンシェイト(若いアンシェイトの仕事は、実務を通しての法学教育という面が強いと思われる)は連日深夜まで仕事をしなければならぬことは、しばしば語られている(例えば、飯島澄雄『アメリカの法律家』上(一九七五年、東京布井出版)一九五―一九六頁)。

法曹教育における不合理な点はもちろん早急に改革されなければならないが、同時に法曹教育がきわめてきびしいハード・トレーニングの面をもたざるをえない事実を直視することも忘れてはなるまい。この意味で、法曹教育の実態の比較法的検討はわが国の司法修習制度の在り方を考える上で有益な知見を提供するといえよう。

- (41) このようなスウェーデンにおける修習生の進路は、西ドイツのそれに類似しているといえよう。ウィルヘルム・K・ゲック、慶応義塾大学司法制度研究会編訳『西独における法曹教育と裁判所構成法』(一九八〇年、慶応義塾大学法学研究会。なお、本書の原文はプリントで非公刊)六頁など参照。

(42) この点については、第二章において詳しく述べる予定である。

- (43) JUSEK 5/1978 s. 15. 以下本文の表も同頁による。

(44) 県中央行政庁(Jämsstyrelse)は、県(län)における中央行政事務のみを所管し、地方自治体としての行政事務は県参事会(Landssting)および第一次地方自治体(primärkommuner)が行なり(後者については後注[45]参照)。したがって、県中央行政庁と県参事会との関係は、わが国における県と県議会とのそのように誤解してはならない。なお、前掲拙稿「スウェーデンの執行官(kronofogde)制度について」三八〇頁参照。

(45) 地方自治体については、地方自治法(kommunallag [1977:179])等が定めている。地方自治体は①市民的第一次地方自治体(borgerliga primärkommuner)であるコミューン(kommuner)②県参事会管轄地方自治体(landstingskommuner)③教会区地方自治体(kyrkliga kommuner)の三つから成る(以下、①を第一次自治体②を県自治体③を教会区自治体と略称する)。

スウェーデン全土は合計二七七の第一次自治体に分れる。従前は市(städer)・町(köpingar)・村(landskommuner)の三種があったが、一九七一年にコミューン(kommun)という名称に統一された上、おおむね一九七三年までにその大規模な統廃合が実施された。その結果、第一次自治体は従前よりもはるかに大きなものになった。

第一次自治体が集合して第二次自治体である県自治体を形成するが、その管轄地域は県と同一である（但し、ゴットランド〔Gotland〕県は第一次自治体が一つしかなく、県自治体は存在しない）。したがって、県の数は二四であるが、県自治体の数は二三である。

また、イヨーテポリイおよびマルメの各第一次自治体は県自治体に属しない。そして、ゴットランド、イヨーテポリイ、マルメの各第一次自治体は県自治体に属すべき行政事務も所管する。

教会区自治体の数は二、五〇〇以上に達するが、その行政事務はきわめて限られたものである。

以上の三つのレベルの自治体は並行して存在し、スウェーデン全土をカバーする（但し、県自治体についての例外は前述のとおり）。Håkan Strömberg, *Den offentliga organisationen* (1978) s. 41.

- (46) スウェーデンでは、銀行と保険会社は、他の私企業と比較して、著しく多数の法曹が働く職場である。一九七四年当時の調査によると、一般の私企業で働く法曹の合計数約三五〇人に対して、銀行のそれは約三〇〇人、保険会社のそれは約一七五人となっている。これらの私企業、銀行、保険会社に就職するためにも、通常、司法実務修習の終了が要求されている。SOU 1974: 96 *En öppnare domarbana*, s. 99-100.

(47) 拙稿「スウェーデンにおける新しい法律扶助制度」日本弁護士連合会編『法律扶助制度研究資料集』（一九七九年）一〇九頁以下参照。

(48) スウェーデンでは司法実務修習を終了しただけでは弁護士資格が与えられない反面、何人といえども自由に法律業務を行なうことができるので（拙稿「スウェーデンの弁護士制度」第二東京弁護士会編『諸外国の弁護士制度』（一九七六年、日本評論社）二三五頁、二三七頁、二四二頁等参照）、自営というの自身で独立して法律業務を営んでいる者と推測される。しかし、修習を終了しただけで独立して法律業務を営んで成功することは至難に近いといわれる。

(49) 筆者は、一九八一年一月から一九八二年一月にかけて、 Lund 地域で裁判実務の実態観察をしたが、そのさい親交をもった修習生スミックラス (Martin Smicklas) 氏によると、マルメ高裁における判事補候補生採用時の競争率は実に六〇人に一人であるという。修習終了者全体の数との比率からみて信じがたい数なので確認してみたが、同じ答えであった。マルメ高裁は氣候温暖で、大陸諸国との交通の便がよいことなどから、伝統的に競争率が激甚といわれているが、それにしても驚くべき数字である。

(50) JUSEK 1/80 s. 27.

(51) 前掲拙稿「スウェーデンにおける法学教育と法学教師」二四九、二六一—二六二頁参照。

(52)(53) これらの問題については、改めて別稿で詳論する予定である。

第二章 判事補の養成教育

一 序——裁判官歴の概観

スウェーデンにおける裁判官の任命・養成制度は比較法的にみてきわめてユニークなものである。それは「閉ざされたキャリア制」(クローズド・システム)を採る西独、仏などと異なり、「開かれたキャリア制」(オープン・システム)といえよう。⁽¹⁾ その意味内容は若干の説明なしには理解困難であろうから、ここでまず、スウェーデンにおける現行の裁判官任命・養成制度の骨子を述べておくことにする。⁽²⁾

なお、以下の説明は通常裁判所についてのものであるが、一般行政裁判所——行政最高裁判所 (Regeringsrätten)、行政高等裁判所 (kammarrätt)、行政地方裁判所 (länsrätt)——の裁判官に関しても類似したシステムが採られている。⁽³⁾ 裁判官としてのキャリアの出发点は判事補候補生 (fiskalspirant) である。大学の法学教育および司法実務修習を優秀な成績で終えた者のみが高裁によりこれに採用される。そして八—十二月の期間、書記官、調査官の職務に従事しながら裁判官としての適性および能力をきびしく審査されたうえ、この最終審査に合格した者が高裁により判事補 (fiskal) に任命されるのである。

右の審査は裁判官歴における最も重要なものであるが、判事補任命後も高裁の審査は続く。判事補はまず、しばらく高裁で書記官、調査官の職務を担当し、ついで——通常一—二年後——地裁で裁判官としての職務を行なう。しかし、一部の期間特別裁判所、準司法的審判機関や、国会、政府各省、各種の公的委員会等に出向する者がいる。検察庁や弁護士事務所に一時的に転出する者もいる。判事補期の最終段階は高裁に戻り、部の員外裁判官として執務する。事実上、高裁の裁判部はその構成員四人のうち一人がふつう判事補である。ここで高裁は、判事補の裁判官としての

適性および能力を再審査する機会をもつのである。しかし、この段階にいたって不適格と判断される者はきわめて少ないといわれる。最低九月の期間を経て適格者と認められると、高裁は政府に対して、当がい判事補を高裁代理判事(hovfattsassessor)に任命するよう申請する。高裁代理判事への任命は通例、候補生採用後五―七年の時点で生ずる。この任命をもって裁判官の養成教育は一応終了する。

高裁代理判事は、期間の長短は別として高裁または地裁で裁判事務を行なうが、大部分の者は代理判事としてのかなりの期間を、裁判所外で過ごすことになる。政府各省、国会、各種の公的委員会その他公私の組織・団体が多くの代理判事を必要としているのである。⁽⁴⁾ある調査は代理判事の約四分の三が外部に向向していることを示している。⁽⁵⁾代理判事の期間は長い。憲法上の身分保障を有する正規の裁判官職——ふつうは地裁判事(rådman)または高裁判事(Hovrättsråd)——への任命は四〇歳を過ぎ、五〇歳前後になることも珍しくない。⁽⁶⁾正規の裁判官のポスト——右の地裁判事または高裁判事以上——は通常最終のものと考えられており、昇進は予定されていない。⁽⁷⁾ここにいたって、かれは裁判官歴の一応の頂点に達したわけである。

なお、正規の裁判官の転任はほとんどない。このことは、下級裁判所(地裁)の判事とくに地裁所長判事については、同一裁判所における長期間の在任により、管内の実情に通じ、住民との密接な接触を保持することが望ましいとする理由から強調されている。⁽⁸⁾

最後に、参考のために通常裁判所における裁判官職の一覧表を掲げてみると、次のようになる。最高裁判事については、長官または部長の職務を行なう者も、ひとしく同一の官職名である。

正規の裁判官職

最高裁判所判事 (Justitieråd)・ 高等裁判所長官 (hovrättspräsidant)・ 高裁部長判事 (hovrättslagman)・ 高裁副部

長判事 (hovrättsråd, tilika vice ordförande på avdelning) 高裁判事 (hovrättsråd) 地方裁判所所長判事 (lagman) 地裁部長判事 (chefrådmann) および地裁判事 (rådmann)。

非正規の裁判官職

高裁代理判事 (hovrättsassessor) 判事補 (hovrättsfiskal eller tingsfiskal) 判事補候補生 (fiskalaspirant)。

一般行政裁判所の裁判官職についても行政の文字が冠されるほか、全く右と同様である。例えば、行政最高裁判事 (regeringsråd) 行政高裁判事 (kammarrättsråd) のように。

二 判事補候補生の採用⁽⁹⁾

上述したとおり、裁判官職の第一歩は判事補候補生になることであり、候補生は平均して約一〇月、裁判官としての第一次的養成教育を受け、その間に判事補への採用の可否を不断にきびしく審査されることになる。

裁判官の道を歩む意志がなく、将来、高級公務員や企業その他民間の組織・団体における幹部職、法律職に就こうとする者にとっても、判事補候補生の養成教育を受けることは、かれの法律家としての能力の高水準を示し、その履歴に司法実務修習の終了よりもはるかに輝しいメリットを付加する。それゆえ、生涯を裁判所に捧げるつもりのない若い法律家も進んで判事補候補生への採用を志願するのである。⁽¹⁰⁾

このようなわけで、判事補候補生への道はきわめて狭き門であり、最近ますます競争が激甚になりつつあるようである。候補生の採用は各高裁の権限に属するが、高裁によっては数十人に一人しか採用されない場合もあるといわれる。

候補生となる資格者はスウェーデン国籍を有しなければならない (高等裁判所規則 (förförordning [1979 : 569] med

hovrättsinstruktion〔以下「規」と略称〕四八条)。スウェーデンにおいては官公職の任命にあたっては原則として公告することを要するが、候補生の採用についてはその必要がない(規四七条)。

候補生を採用する前に、長官は諮問委員会 (rådgivande nämnd) の意見を求める。この委員会は代表会議(後述)が指名する部長判事一人、高裁判事一人および高裁の若手裁判官協会が指名する裁判部の構成員たる裁判官一人で構成される(スコーネおよびブレレーキング高裁執務細則 (arbetsordning för hovrätten över Skåne och Blekinge) 三一条。各高裁の執務細則はいずれも大同小異と思われるので、以下、同高裁細則〔以下「ス細」と略称〕によって説明する)。

また、解雇等について所定の告知期間その他の手続を必要とする雇用保護に関する法律 (lag [1974: 12] om anställningskydd) 二九条および三一条二項の適用もない(規五〇条)。

なお、候補生および判事補の数については厳格な意味における定員は存在しない⁽¹²⁾。最近では裁判所外における裁判官の需要の増大に伴い、上記の非正規裁判官の数が増加している。候補生については正規の裁判官職として将来必要な数の約三倍を毎年採用している⁽¹³⁾。

三 候補生の執務とその成績評価

判事補候補生の採用のみならず、その養成教育も高裁の権限に属する。そこで高裁の執務細則 (arbetsordning) は候補生の養成教育に関する事項について詳細な規定を設けている。ここではマルメ高裁のそれについてみてみよう。候補生は長官により係に配属させられ、最低二つの部で執務する(ス細九条)。判事補および候補生は事件の準備について係裁判官を補佐するものとされ(ス細一七条)、同細則付録六「判事補および候補生に関する規定」がさらにこれに関する細目を定めている。その説明に入る前に、理解の便宜上まず高裁の部の構成について一言しておこう。

高裁は二以上の部に分かれ、部は、部長として長官⁽¹⁴⁾または部長判事および最低三人の高裁判事（一人は副部長）で構成される（訴訟手続法〔以下「法」と略称〕二章三条二項）。高裁規則によれば右に加えて一人以上の高裁代理判事または員外裁判官を含む⁽¹⁵⁾（規七条二項⁽¹⁶⁾）。さらに判事補、候補生その他の職員が執務する（規同条二項）。裁判機関としての合議体は四人の裁判官をもって構成し、五人より多い数の裁判官で構成することはできない（法二章四条一項）。もっとも刑事事件については、原則として三人の裁判官と二人の参審員⁽¹⁷⁾をもって構成する（法同条二項）。

部長以外の部の構成員たる裁判官は各自、係をもつ（規一四条一項）。事件はまず係に分配される（規一三条、一五条三号）。事件の配点を受けた係裁判官はその事件について準備をし、かつとくだんの理由がないかぎり、主任裁判官（referant）として審理・裁判に参与する（規一八条）。

さて、上記細則付録六によれば、判事補および候補生の職務はおおむね次のとおりである。

(一) 事件の準備

1 訴訟記録および上诉状等の提出書類の形式・内容、ならびに却下事由その他適時の措置を要する問題について遅滞なく検討すること。

2 緊急に見解の決定を要する問題については遅滞なく係裁判官に報告すること。

3 期間等が遵守され、かつ事件の準備が遅滞なく遂行されるよう配慮すること。

(二) 本口頭弁論その他の口頭審理が行なわれる場合

1 本口頭弁論覚書（huvudförhandlingspromemoria）またはこれに相当する覚書を作成し、かつ必要なときは、法律問題の調査（rättsutredning）を行なうこと。

2 弁論のさい書証および被告人の身上関係（personalia）について報告すること、および弁論後求めに応じ、訴訟

の結果の判断に関する自己の見解を述べる用意をしておくこと。

- (三) 弁論のさい書記官として執務し、かつ所定の場合には判決への提案を作成すること。
- (四) その他、事件または事件中に裁判が要求される問題について報告し、かつ裁判への提案を作成すること。

部に配属された判事補および候補生の養成教育の責任者は部長判事であり、係裁判官は指示および個人指導を与えなければならない(ス細三九条一項)。代表会議の指名する裁判官グループが候補生の指導コースを担当する(同条三項)。候補生の部における執務期間中に、部のすべての構成員は候補生の勤務成績を審査・評価し、部長判事および他の同僚に自己の見解を告げなければならない(ス細四〇条一項)。他方、部長判事は候補生に対して継続的に、かれの勤務状況に対する部の見解を知らせるよう配慮すべきである。候補生が部を離れるとき、部長判事は速やかに候補生に、かれの勤務状況に対する部の最終的評価を通知しなければならない。部が候補生を判事補に任命するよう提案すべきかどうかについて疑念をいだくときは、直ちにこの旨を長官に報告すべきである(ス細同条二項⁽¹⁸⁾)。

高裁は候補生のガイダンスのための準則(riktlinje för introduktion av nyanställd fiskalaspirant)を定めている(ス細付録二二⁽¹⁹⁾)。ガイダンスは最初の週に行なわれる。候補生は最初の勤務日から部の係に配属されるが、最初の週は仕事量が軽減され、また、新任候補生と交替する前任候補生は、できるかぎり新任者の執務開始日まで係に執務していることとされている。

四 候補生の執務の内容

判事補候補生の執務の手引として『判事補候補生執務便覧』(P. M för fiskalaspiranter)が存在し、有用なガイドブ

ックの役割を果たしている。以下ではマルメ高裁のそれによって候補生の執務の内容（の一端）をもう少し具体的に描いてみたい。

候補生の職務内容は、すでに若干前述したところであるが、約言すればわが国の書記官、調査官（高裁、最高裁⁽²⁰⁾）および参与判事補の職務を包含したものである。この候補生の補佐によって、裁判官の職務は本来の純粋な裁判活動のみに集中されるのである。とりわけ候補生は、事件が係に分配されるや、原審訴訟記録ならびに当事者双方が高裁で提出する書面および証拠を精査検討し、法律問題について調査研究し、必要ないし適切と認める措置について係裁判官に意見をのべる——候補生に委ねられているものは自身で行なう——など、いわば主任裁判官の分身的活動を行なうのである。

以下、本口頭弁論を開く事件とそうでない事件とに分けて、候補生の主要な職務を眺めるが、それ以前にも控訴状の点検や、右両種の事件の分別のための調査など多くの審理準備上必要な仕事がある。なお、候補生はその職務の遂行にあたって、つねに係裁判官と密接な接触を保ち、いささかでも疑問をいだく問題については係裁判官に報告しなければならぬ。しかもその場合には、問題に対する結論ないし対策を理由を付して提案すべきである。

第一 本口頭弁論を開く事件

- 1 それまでに行なった事件審理上必要な事項の調査を再施する。
- 2 どんな証拠調を高裁で行なうべきか（証拠調の申出を却下すべきか）を検討する。
- 3 本口頭弁論の所要時間を予測する。
- 4 呼び出すべき訴訟関係人について検討し、そのリストを作り、また、通訳の必要の有無等を調べる。
- 5 記録を精査し、問題となる法律問題を明確にする。

6 「プリント」(tryck)とよばれる一件書類を作成する。その内容は

- a 判決の標題への提案
- b 判決の事実経過の説明への提案
- c 本口頭弁論覚書
- d 法律問題の調査

から成る。

右の本口頭弁論覚書は、本口頭弁論の審理計画を示す目的をもつ。覚書は裁判長の訴訟指揮を容易ならしめ、かつ、他の構成員の事件準備の基礎となるべきである。例えば、新しい人証については、i 証人・鑑定人等の区別、ii 肩書、氏名および生年月日、iii 住所、iv 尋問事項、v 宣誓の要否、再尋問の場合は、原審における宣誓の有無、vi 人証の出頭の費用を誰が負担すべきかなど、また書証については、記録中のどこにそれが編綴されているかを明らかにしておく。

また、法律問題の調査の項目では、問題ごとに関連する条文、立法理由書、裁判例および文献資料を挙げるべきである。

さらに、プリントには、i 原判決、ii 原判決における少数意見、iii 重要な書証の写し、iv 図面類の写し、v 六法全書に登載されていない法文を添付すべきである。場合によっては理解を容易にするために、図表を用いたり、特殊的医学的用語について説明を付するのが適切ないし必要とされている。

プリントには候補生が署名する。そして参審事件については六通、その他の事件については五通作成する。一通は自分が保有し、その余は本口頭弁論の事前に構成員に配布する。同時に、主任裁判官には記録も交付する。これらは

期日の約一週間前になされることが望ましい。

7 開廷前に、法廷の録音器の機能が正常なことをチェックし、六法全書その他必要な文献や表などを法廷に持参する。

8 口頭弁論の施行中は、記録をとり、また録音器を操作したりする。

9 弁論終了後は、口頭で事件に関する判断の結果とその理由を述べると共に調書の作成などをする。可能なかぎり判決への提案を作成すべきである(そうすべきかどうかは主任裁判官が決める)。

第二 書面審理の事件(報告事件〔*föredragningsmal*〕⁽²²⁾)

(一) 報告の準備

1 当事者が書面審理上必要な主張・立証を終えたことを確かめると共に第一1と同様の調査を行なう。

2 記録を精査し、法律問題を明確にし、法源資料を研究する。

3 プリントを作成する。裁判への提案と法律問題の調査はプリントの一部を構成する。プリントには本口頭弁論覚書のプリントと同様に、原判決および少数意見を添附すべきである。書証や図表類などの複(作)製も構成員の理解を容易にするとき考へるときはすべきである。

プリントは報告のさい構成員に配布する。

4 報告覚書(*föredragningspromemoria*)を作成する(その構成、内容については後述)。それは第一に報告者II候補

生自身が報告を容易に行なうためであるが、主任裁判官にとっても記録の検討のさい、覚書の利用は有用でありうる。

(二) 報告および報告覚書に関する一般的留意事項

報告の目的は、部が報告された資料に基づき、事件について論議し、裁判することを可能ならしめることにある。

よくなされた報告は、その後、構成員が原則として記録を読む必要がないものであるべきである（主任裁判官は執務細則上記録を検討する義務があるが）。したがって報告には大きな要求が課せられている。それは正確かつ客観的で、要約的だが完全であり、そして明晰にして理解しやすいものでなければならぬ。他方、事件に関連のない事項にわたること禁じられる。

報告は覚書をフォローして行なうべきである。覚書の構成や内容は事案により異なる。ある事件では簡単な走り書で足りようし、複雑な事件では詳細かつ包括的なものが必要になる。

報告の手順もケース・バイ・ケースであり、一定の型があるわけではないが、大部分の事件では以下の順序によるのが適切である。

1 導入部

a 事件の提示

b 事件の概要の説明

2 資料部

原審資料

a 争いのない事実

b 当事者の主張（請求の趣旨・原因等）

c 当事者の供述⁽²³⁾

d 証拠

e 原判決の理由および主文

高裁資料

被告人の身上関係（刑事事件）

3 報告者の見解および裁判への提案

この場合、すでに最高裁または高裁の判例で解決されている法律問題に論及することは避けるべきである。裁判への提案は、その草稿を朗読する。これをもって報告は終了する。以上の各項目の内容がどのようなものであるべきかは、後述の例によって理解されると思うので説明は省略する。

報告に続いて合議がなされる場合は、構成員が報告を正しく理解しているかどうか留意し、誤解のあるときは発言を求めてその旨を指摘すべきである。

(三) 報告の態度

報告は原稿の棒読みであってはならない。声の抑揚やテンポに注意し、できるかぎり構成員に視線を向けているべきである。

質問によって中断されたときは、即答する必要がある質問にのみ答える。後に報告でふれる点についてはその旨告げて報告を進める。予め計画した報告の構成がこわされないようにする。

以上、便覧中から重要かつわが国の読者にとっても興味を惹くと思われる部分を摘記してみたのであるが、さらに理解の便宜上、その末尾に添附されている報告覚書の例を一つ次に訳出して紹介しよう。

報告覚書（例）

導入部

a 事件の提示

本報告は、第三係の民事七三年二六四号事件についてであります。控訴人はいずれもビヤード (Bjard) に居住する未成年の子クラエス・ペーター・スンドベリイ (Claes Peter Sundberg) およびアンナ・ヘレーナ・スンドベリイ (Anna Helena Sundberg) で、両人の法定代理人は母親のビルギッタ・ブラムフォード (Birgitta Bramford) (前同居住) です。かの女には法律扶助法により訴訟代理人兼補佐人としてルンドのバーティル・ヴィックマン (Bertil Wickman) 弁護士がっています。被控訴人はノルウェー国オスロの舞台監督ステーン・スンドベリイ (Sten Sundberg) です。かれには法律扶助法により訴訟代理人兼補佐人としてマルメのベングト・ショレルマン (Bengt Sköllerman) がっています。本件は子の養育費の調整に関するものです。控訴された判決は、一九七三年一〇月二四日マルメ地方裁判所で云い渡された七三年民事八九八号事件 (同庁民事判決二二三号) です。判決裁判官は地裁部長判事オーケ・レレニウス (Ake Lerenius) で、簡易口頭弁論⁽²⁵⁾に基づき判決しました。

b 事件の概要の説明

二人の子すなわちクラウス・ペーターとアンナ・ヘレーナの父であるステーン・スンドベリイは判決により、一九六四年以降、子に対する養育費の支払を命じられていました。一九七三年一〇月におけるその額は、各自につき月額一九一クロネでした。ステーン・スンドベリイは、同地裁に対して、養育費の額を各自につき月額一一五クロネに減額することの訴を提起し、その理由として支払能力が悪化した旨主張しました。同地裁はかれの請求を認容しました。そこでビルキッタ・ブラムフォードは当高裁に対して、ステーン・スンドベリイの請求を棄却することを求めています。他方、ステーン・スンドベリイは原判決を変更することを争っています。

本件は親子法七章八条（一九七九年法令八五三号による同法改正前のもの——引用者注）すなわち、裁判所は判決により養育費の額が確定された後でも事情が変更したと認めるとき（傍点は原文では傍線）は、右の額の変更を命ずることができる旨の規定の適用に関するものであります。本件において当裁判所が判断すべき問題は、養育義務者が再婚し、新たな子に対する養育義務を負うにいたったという事情が、養育費の減額を基因すべきかどうか、ということであり、ます。

ビルギッタ・ブラムフォードもステーン・スンドベリイも本件が書面審理に基づき裁判されることを求めています。そこで訴訟手続法五〇章二一条三項⁽²⁶⁾（法文を読む）を適用するかどうかという問題が生じます。私自身としては、本件の判断のために本口頭弁論を必要としないことは明らかだと考えます。

次に、下級審の資料についてご説明申し上げます。

資料部

下級審資料

a 争いのない事実

ビルギッタ・ブラムフォードとステーン・スンドベリイはかつて婚姻していました。二人の間にはクラエス・ペーター（一九五九年生）とアンナ・ヘレーナ（一九六三年生）という二児がいます。一九六四年一〇月二一日イヨーテポリ⁽²⁷⁾都市裁判所は二人を離婚する判決をしました。この判決においてビルギッタ・ブラムフォードは子の監護権を認められました。ステーン・スンドベリイとビルギッタ・ブラムフォードとの間の合意に基づき同都市裁判所は判決において、ステーン・スンドベリイはクラエス・ペーターとアンナ・ヘレーナが一八歳に達するまで、各自に月額一二五クローネの養育費を支払うことを命じました。養育費の変更に關する一九六六年の法律による算定に基づき、養育費

の額は一九七三年一〇月には月額一九一クローネに達していました。

b 当事者の主張

ステーン・スンドベリイは訴の申立として地裁が子に対する養育費を各自月額一一五クローネに減額することを求めました。その理由として、かれの収入は一九六四年以降上昇しているとしても、その養育費支払能力は現在、訴の申立の額に養育費を減少することが必要と認められる程度にまで悪化している、と主張しました。

ビルギッタ・ブラムフォードはステーン・スンドベリイの請求および主張を争い、かれの養育費の支払能力に関する事情の変更はなんら生じておらず、かれはこれまで支払ってきた養育費を支払う能力を有している、と述べました。

c 当事者の供述

口頭弁論において当事者は、各自の経済的状况について尋問を受けました。

ステーン・スンドベリイは次のとおり供述しました——これから原判決書の二頁x行目から朗読します——。

ビルギッタ・ブラムフォードは次のとおり供述しました——これから原判決書二頁n行目から朗読します——。

d 原判決の理由および主文

同地裁は判決において次のように述べています——これから原判決書三頁「判決理由および判決主文」の項目を朗読します——。

以上が下級審資料であります。では、これから高裁における当事者の申立および主張の説明に移ります。

高裁資料

控訴状においてビルギッタ・ブラムフォードはこう述べています（所要箇所を朗読する）。

ステーン・スンドベリイは答弁書においてこう述べています(所要箇所を朗読する)。

当事者双方とも主張・立証を終えました。最終書面には上述のこと以外にはなにも含まれておりません。

ヴィックマンとショレルマンは訴訟費用計算書を提出し、それによれば以下の費用の償還を求めています(まずヴィックマンの計算書、ついでショレルマンのそれについて説明する)。

備考 訴訟費用計算書については、ときに法律問題の調査に関する説明の後に報告するのが適切な場合もある。

以上が本件における訴訟書類の内容であります。

これから法律問題の調査に関する説明に入ります。

(原文では、以下省略されている)

以上

さて、修習生がきわめて多忙であり、不断の超過勤務を強いられている状況とそれをめぐる論議については前章において詳細に紹介した。候補生の執務の実態はどうなのであろうか。最近この点に関して発表された資料はない。しかし、修習生以上に多忙であることは推測して誤りはあるまい。前述のように、ある高裁判事は筆者に、「候補生たちは奴隷のように働かねばならない」と語ったが、このことばは右の推測を裏づけるといえよう。それでも事態は最近大幅に改善されているようである。⁽³⁰⁾幸いに従前の状態については、一九五四年に、現ストックホルム大学法理学担任教授のスンドベリイ(Jacob W. F. Sundberg)が当時における自らの候補生経験を語った興味深い文章がある⁽³¹⁾のでその一部を紹介しよう。かれはいう。

候補生は高裁のすべての正規の裁判官から、かれの裁判官としての素質および能力について、あらゆる角度から観察ないし監視されており、また、このことを十二分に意識している。判事補に任命するかどうかは高裁の全体秘密会議で決定されるのである。

候補生の仕事は極度にハードであるが、その反面収入はあまりよくない。修習生当時よりも減少するといってもよい。修習生のころはできた比較的突入りのよい嘱託事務（地方自治体等からの）をする時間的余裕が全くなくなってしまったからだ。毎晩、一時間ないし二時間半は余分に働くだけでなく、日曜日その他の休日もすべて仕事に当てなければならぬ。候補生には私的生活の時間はない。仕事は細心の注意力と完璧さを要求される。「高裁では決してミスをするな」、「一日は二四時間ある、それを全部使え」、「二つのことすなわち、不注意とスウェーデン語能力の貧困とは存在を許されない」というのが、高裁で語られる常套的表現である。とくに、法律問題を看過することは重大な過誤である。法律問題の検討を十分にしないことは、候補生の裁判官としての適格性を疑わせる事由となる。

では、なぜ若き法律家たちは裁判官志望者以外の者まで、このようにハードで、収入のあまりよくない職に殺到し喜びと誇りをもって働くのか（仕事の多忙さに不平を訴える者は誰もいない）。主要な理由としては、第一に、候補生としての執務が法律実務家の養成教育上他に得がたい貴重な経験であること、第二に、候補生の職務を成功裡に終え、判事補任命を承認されることは、あらゆる公私の職域において、かれの法律家としての経歴上決定的に重要なメリットとして評価されることが挙げられる（官公職については、古来、高裁は「文官の士官学校〔den civila krigsskolan〕」とわれている）。

これはほぼ二〇年前の状況の描写であるが、修習生の労働負担過重、候補生採用の競争率の激しさなどからみて、基本的にはいまなお候補生の執務の状況に関する真実を語っている、と考えるとよいようである。

五 判事補への任命⁽³²⁾とその職務

候補生の執務期間という険しいハードルを無事に通過できると判事補に任命される。これを判事補資格 (Liskalisko-
mpetens) を取得したと称する⁽³³⁾。

判事補の任命も高裁の権限に属する。判事補任命の形式的要件としては、司法実務修習を終え、かつ最低六月高裁において候補生として執務した者であることが要求される (規五二条)。スウェーデン国籍を有しなければならぬこと、その任命については公告の手續を要しないことは、候補生の場合と同様である (規四七、四八条)。

高裁は、候補生の執務開始後一年内に判事補に任命すべきかどうかの審査をしなければならぬ (規五三条)。

判事補の任命は高裁の代表会議 (kollegium) で決定される (規三四条一項六号)。その構成員は長官、一人または複数の部長判事 (但し最高三人) および事務局長であるが (規三一条)、候補生の判事補への任命が案件となる場合は、右の常任の構成員のほか候補生が所属した部の部長判事も構成員として関与する (規三五条)。

判事補資格を得て直ちに他の職域に移る者は別として、裁判所にとどまる判事補は (そのなかには裁判官歴を一生歩もうとする者と、裁判所にとどまるかどうかの最終決定を後日に留保している者がある)、しばらくの間ひき続き候補生と同様の職務に従事してから、管内の地裁に短期間転補裁判官として執務することを命じられる。判事補任命後一―二年を経て——もっとも早期の場合もあるが——正式に地裁判事補 (tingsfiskal) として配置される⁽³⁴⁾。

地裁判事補は通常、裁判官として独立に地裁の裁判事務を行なう。かれは他の正規の裁判官と並んで一つの係をもつ (地方裁判所規則一二条)。もっとも事件の分配については、判事補の職務経験が限定されていることを考慮してなすべきである (同規則二三条二項)。この点に関連してとくに注意を惹くのは、小額事件訴訟手続法 (Lag [1974: 8] om rättegången i tvistemål om mindre värden) による事件は判事補に分配してはならない旨定められていることである

(同条一項三号)。

判事補は高裁執務細則により管外のすべての高裁および地裁において執務する義務があるが、実際にはこのようなことはまれである。

他方、判事補が特別裁判所、準司法的審判機関、国会オムブツマン庁、消費者庁、国会、政府各省、各種の公的委員会に出向する例は増加の傾向にある。一時的に検察官や公共弁護士事務所の弁護士補になったり、さらには大学における研究のために休職する者もある⁽³⁵⁾。

また、私的職業に転出する希望をもつ判事補のためには、きわめて有利な休職制度が存在する。すなわち判事補は六月内はその身分を保有したまま、自由に他の私的職業——例えば弁護士事務所や私企業での勤務——を試験的に経験することが許されているのである。この場合六月後になって裁判所に戻りたいと思えば、無条件でそれが認められる。この制度の利用に対する唯一の制約は、高裁はあまりに多数の判事補が同時にこの理由による休職を求めることがないよう制限できる、ということだけである⁽³⁶⁾。

さて、右の地裁判事補としての執務期間は三—四年続くが、その期間が経過すると判事補は再び高裁に呼び戻される。今度は高裁の員外裁判官として、部の構成員として執務することになる。員外裁判官の任命の前に、短い試用期間が先行する。高裁の裁判部は四人構成であるが、実際にはふつうその一人は判事補である。この員外裁判官としての執務を通じて、高裁は判事補の裁判官としての適格性を改めて審査する可能性をもつのであり、また、そうすることとは高裁の責務でもある。しかし、この段階にいたって裁判官として不適格と判定されることはまれである⁽³⁷⁾。

この員外裁判官としての執務期間は最低九月続く。ここでの執務を通じて裁判官としての適格性が認められると、高裁は判事補を高裁代理判事に任命するよう政府に申請を行なう。高裁代理判事の任命権は政府が有するからである。

この時点にいたるのは通例、候補生採用後五―七年が経過してからである。そして代理判事への任命をもって裁判官の養成教育は一応終了する⁽³⁸⁾。代理判事への任命以降の問題については別に章を改めて詳説することにしよう。

六 結 語

スウェーデンにおける判事補養成教育制度に対する筆者の確定的評価を述べるのは、高裁代理判事への任命以降の問題をも取り扱った後のことに留保しておきたい。以下にはとりあえず中間的感想とでもいべきものを記しておくにとどめる。

上述のようなスウェーデンの判事補養成教育制度は、すぐれた裁判官の養成という見地からはきわめて高く評価すべきだと考える。のみならず、正規の裁判官職が最終的なものとされ、転任がほとんどないというのはキャリア制においては理想的状態に近いといえるかも知れない。その反面、代理判事までの期間は実際に裁判官の職務を担当しながら、裁判官としての身分保障を与えられていないことは、裁判(官)の独立という見地からはすこぶる問題があるような疑問をいだかせる。しかし、この疑問を解くためには、われわれはスウェーデンの裁判官任命・養成制度についてもっと多くのことを知る必要がある。ここではスウェーデンの代表的訴訟法学者エーケレーヴの所説をつぎに引用して、一応の答えとしておきたい。かれはいう。

「裁判官が職務の遂行にあたって、昇進を得るといふ自己の利益の顧慮に誘惑されないようにするためには、むしろすべての争訟事件の裁判は、正規の裁判官で、しかも終局的ポストにある者によって行なわれるべきであろう。……しかし、この原則はわが国では採用されていない。われわれはキャリア裁判官制を採っており、さらに教育的観点に加えて、正規の裁判官職を希望する者は、実務においてその適格性を証明することが望ましいとする考慮が、

若い法曹がかなり広範囲に一時的任用に基づき裁判官の職務に従事することを正当化する、と考えられているのである。⁽³⁾ (傍点は原文ではイタリック)]

なお、第一章の末尾に司法実務修習のメリットとして述べた二点は、多くの判事補(経験者)が公私の組織・団体の法律職ないし幹部職として進出することによって一層強化され、高められている事実にとくに注目しておきたい。⁽⁴⁾ このように多量の法律家——しかも裁判官的思考ないしトレーニングを高度に身につけた——を必要とする国家機構や社会を必ずしも積極的、肯定的に評価しない見方も、もちろんありうるであろう。ことは比較法文化論の基本問題につらなると思われるが、ここに是非指摘しておかなければならないのは、スウェーデンのような高度福祉国家が適正かつ民主的に機能しうるためには、過度と思われるほどの文字どおりの法の支配の徹底が必須条件ではないか、ということである。⁽⁴⁾ それを欠く福祉国家は、歯止めのない恣意と腐敗への危険をつねに内蔵していることを、わが国を含む多くの国々の現実は——体制の差異を超えて——証明しているように思われる。実に法律家の養成の問題は、現代国家の在り方と深く関わり合っていることを知るべきであろう。

- (1) 拙稿「法曹一元(論)の試論的検討」神奈川大学法学研究所年報4(一九八三年)六、一一—一二頁参照。
- (2) 以下の記述は主として SOU 1974: 96 Öppnare domarbana s. 51—54, 133 などを参照。
なお、従前における裁判官の任命・養成制度については、SOU 1946: 57 Betänkande angående vissa organisations-utbildnings- och tjänstgöringsfrågor vid domstolarna s. 85—89, SOU 1939: 17 Domarbanan s. 16—23 などを参照。
- (3) SOU 1974: 96 s. 54—56。但し、その後行政裁判所組織の改革(第一審裁判所の統合化)により、同書の記述は古くなっている箇所がある。SOU 1981: 75 Länsrätternas målområde-Administrativ tvåpartsprocess s. 9 参照。
- (4) 政府各省における高裁代理判事の役割の重要性について、拙稿「スウェーデンの立法顧問院(Lagrådet)と新しい立法顧問院法」神奈川法学一六卷一号(一九八〇年)六〇、六二頁等参照。
- (5) SOU 1974: 96 s. 54。

- (6) スノーネおよびブリーキング高裁 (hovrätten över Skåne och Blekinge) — マルメに所在するので、マルメ高裁ともよばれる。してみると、合計四七人の代理判事のうち、判事補候補生になった日時の最も古い者は一九六〇年一〇月で、六〇年代になった者が一〇人もいるのである。正規の裁判官職への任命が著しく遅くなっていることが判明する。Sveriges statskalender 1981 により調査。
- (7) Per Olof Bolding, *Två rättegångar* (2 upp. 1977) s. 11, SOU 1959: 17 s. 21.
- (8) SOU 1959: 17 s. 21.
- (9) 原語では、候補生の採用については *anställning*、判事補の任命については *förordnande* が用いられる。 *anställning* は一般的に雇用を意味し (例 雇用保護に関する法律 lag [1974: 12] om anställningsskydd) *förordnande* は公務員の臨時的、一時的な任命について用いられる。ちなみに、その確定的な任命の場合は *utnämning* が使われる。
- (10) SOU 1974: 96 s. 52.
- 私企業における高水準の法律家の需要の一例として、銀行業について述べてみよう。銀行業界は多くの法律家を吸収しており、銀行法律家 (*bankjurist*) という呼称まで存在する。その数は一九七四年当時約三〇〇人といわれ、その約半数以下のみが法務に従事している。その採用基準としては事実上司法実務修習の終了が要求される。ときにはそれ以上の能力ないし経験が必要とされ、一〇人に一人は判事補候補生の養成教育を終え、判事補としての適格性を承認された者のようである。銀行法律家はまず銀行法務一般を担当するが (訴訟代理はほとんどない)、四十五年後には銀行マンとしての幹部職の道を選ぶか、銀行法律家として進むか、の選択に立たされる。前者の道を選ぶ場合は、約一年銀行マンとしての研修を受けた上、いわゆるラインの職に就くことになる。SOU 1974: 96 s. 99—100, なお、第二章注 (46) 参照。
- (11) 候補生の採用にあたっては、個人面接も慎重にやる。共産党員でも採用されるか、との筆者の質問に対して、マルメ高裁のアスペリン (Aspelin) 判事は、他の高裁は知らないが、マルメでは採らないだろう、と答えた (以上、同判事とのインタビューの結果による)。
- (12) SOU 1974: 96 s. 134. もっとも、スウェーデンでは公務員の定員は必ずしも法律で定められているわけではない。Bertil Wennergren, *I statens tjänst* (1981) s. 73.
- (13) SOU 1974: 96 s. 135.
- (14) 六つの高裁のうち最大のスヴェア高裁 (ストックホルム所在) の長官のみは部長にならない (規九条)。ちなみに、スヴェア高裁長官のポストは伝統的にスウェーデンにおける裁判官としての最高の地位 (最高裁判事以上) と考えられている、といわれる (ポールディング教授による)。
- (15) その大部分は最終段階にある判事補である。法学教師がなる場合については前掲拙稿「スウェーデンにおける法学教育と法学教師」九一、九七頁参照。
- (16) 例えば、マルメ高裁についてみると、五つの部があり、その典型的な構成は、部長判事、副部長判事、高裁判事二、代理判事一、判事補および候補生三である (ス細付録一)。

(17) 地裁における参審員制度にならない、高裁でも一九七七年から、若干の家事事件および罰金よりも重い刑にあたる罪に関する刑事事件について参審員制度が施行されるにいたった。その理由については SOU 1974: 96 s. 177—196 etc. 制度の概要については Domstolsverket, Information till nämndeman i hovrätt (1976) 参照。

(18) マルメ高裁のアスペリン判事が「候補生は奴隷のように働かねばならない」と語ったのが印象深い(第一章注(39)参照)。同高裁では毎月、代表会議で候補生の勤務成績について討議する。元來優秀な者を採用しているので判事補になれない者はまれであるが、近年二—三人なれなかったケースがある。この場合は長官が候補生を呼んで判事補任命の見込みがない旨云い渡す。これに対しては不服申立はできない。その候補生は弁護士事務所、行政庁、銀行等に職を得ることになる。長官は就職の世話もするという(以上、前記アスペリン判事とのインタビューの結果による)。

(19) 他の高裁における養成教育の概要については SOU 1974: 96 s. 56—57.

(20) 拙稿「最高裁判所調査官制度の比較法的検討」スウェーデンにおける上告調査官(revisionssekreterare)の紹介を中心として」民商法雑誌八四巻一号(一九八一年)一頁以下参照。

(21) スウェーデンでは第一審判決にも少数意見が付される。それは評議調書の必要的記載事項である(法六章三条八号)。判決書における必要的記載事項ではないが、当事者等に交付する判決書には評議調書の少数意見の記載が添附される。

(22) スウェーデンの行政庁の多くは合議制であり、その重要な意思決定は事務担当者の報告(föredragning)に基づき合議の上でなされる。この報告の手順および内容は、裁判所の書面審理事件における報告と類似している。Bertil Wennergren, Handläggning (9 uppl. 1981), s. 78—79. オズに指摘したように、スウェーデンでは裁判所から多くの高裁代理判事等が行政庁に出席して重要な役割を果たしているが、その主要な一因は両者の職務の類似性にあるといえよう。この問題については別に稿を改めて詳論する予定である。

(23) ここでいう当事者の供述には二つの種類がある。拙稿「当事者尋問の補充性に関する一考察」法学新報八〇巻二号(一九七三年)一二頁以下参照。

(24) 訴訟代理人と補佐人との差異については、拙稿「スウェーデンの弁護士制度」第二東京弁護士会編『諸外国の弁護士制度』(一九七六年)二四七—二四八頁参照。

(25) 簡易口頭弁論は、小口頭弁論ともいう。これについては Per Olof Ekelöf, Rättegång V (5 uppl. 1982) s. 78. 拙稿「スウェーデン民事訴訟法の素描」判例タイムズ二六〇号(一九七一年)七頁参照。

(26) 「法令の適用のみが問題となっている事件について、高等裁判所が本口頭弁論の必要がないことが明らかと認めるときは、当事者双方の申立に基づき本口頭弁論なしに裁判することができる。」

(27) 第一章注(3)参照。一九七〇年末まで存在した都市における第一審裁判所である。一九七一年一月一日から、従来の第一審裁判所である

地区裁判所 (häradsrätt) と都市裁判所 (rådhusrätt) とが廃止され、統一的な地方裁判所 (tingsrätt) 制度が発足した。

(28) スウェーデン法では、訴訟費用は弁論終結時まではその償還請求を申し立て、かつその明細を開示しておかないとその後には請求できなくなる(法一八章一四條)。そして裁判所は判決のなかで、つねに訴訟費用償還請求権の有無およびその明細(弁護士費用の額も)を決定する(同条二項)。わが国でいえば訴訟費用額確定決定がつねに判決中でなされるわけである。

(29) 第一章注(39)、前注(18)参照。

(30) 後注(31)のスンドベリイとフェルシュートの各論文がこのことを示している。

(31) Jacob W. F. Sundberg. Att vara hovrättsfiskal (föredrag hållet på Juristförbundets uppdrag för juris studerande i Uppsala hösten 1954) TSA 1970 s. 459—463. この文章は、同誌上のスンドベリイの論文 Fentom år efteråt s. 451 以下の末尾に添附されたものである。ちなみに右論文は、一九七〇年に二月間スウェア高級の員外裁判官として執務したスンドベリイが自らの候補生および判事補当時の同高級の状況と比較しつつ、現在における候補生の執務内容の著しい質的・量的低下等を激しく批判したものである。これに対しては、TSA 1971 s. 122 以下に同高級部長判事のフェルシュート (Per Erick Furst) が、これまた手きびしい調子の再批判を寄せている。Trettio år efter. Svar till Jacob W. F. Sundberg がそれである。

(32) 前注(9)参照。

(33) かなり古い資料ではあるが、一九四〇年代における候補生の成績について紹介してみよう。

| 年次 | 候補生採用数 | 中退者数 | 合格者(判事補被任命者)数 | 不合格者数 |
|----------------------------|--------|------|---------------|-------|
| (スウェア高級) | | | | |
| 一九四三 | 四八 | 一三 | 一九 | 一六 |
| 一九四四 | 四二 | 一一 | 一五 | 一六 |
| (マルメ高級) | | | | |
| 一九四三 | 八 | 〇 | 八 | 〇 |
| 一九四五 | 一〇 | 〇 | 一〇 | 〇 |
| (SOU 1946: 57 s. 153 以下参照) | | | | |

(34) SOU 1974: 96 s. 52. なお、この地裁勤務は判事補にとって一般に、「最も楽しい時期」とみられている。労働負担は比較的軽し、独立して責任ある職務を行なうことが出来るからである。Sundberg, TSA s. 462.

(35) SOU 1974: 96 s. 52—53.

(36) Sundberg, a. a. s. 463 およびルント地裁のメリン (Sture Melin) 判事とのインタビューの結果による。

- (37) SOU 1974 : 96 s. 53. しかし、その可能性は存在するわけで、判事補どころか高裁代理判事で不適格として解任された事例が、近年スウェーデン高裁であったとのことである（前掲マスベリン判事とのインタビューの結果による）。
- (38) SOU 1974 : 96 s. 53, Domstolsverket, Domstolsväsendet, En Presentation s. 43.
- (39) Ekelöf, Rättegång I (7 uppl. 1980) s. 108.
- (40) この点に関連して、エーケレーヴが、裁判官の候補者にとって他の法曹の職域を知ることの重要性を指摘しつつ、西ドイツのように短期間の見学的な修習はあまり教育的価値がない、相当期間（一つの職域において二年ぐらい）自己の責任において実際に職務を行なわせることが必要だ、と述べていることが顧みられるべきである。Ekelöf, SvJT 1975 s. 225. 逆のことすなわち裁判官以外の法律家の職域に進む者が裁判官的思考・精神を身につけるには短期間の見学的修習はあまり意味がないということもいえるであろう。このことはある程度までわが国の司法修習の経験ないし実績からも裏づけられるように思われる。
- (41) スウェーデンにおける公務員の廉潔・公正さは伝統的に定評のあるところであり、そのイメージは裁判官に近いといわれる。この点については別稿において詳論する予定であり、ここではシュミットおよびストレームホルムの「かれらの職務遂行において、責任ある地位の公務員は自身を裁判官職に在る者とみなすだけでなく、通常裁判所によって採用されている原則に近似するそれに従って仕事をするのである。」(Folke Schmidt and Stig Strömholm, Legal Value in Sweden [1964] p. 26) という、外国の観察者にとってはいささか驚くべきことはを引用しておくにとどめる。
- また、ポールディング教授は筆者に「公務員は他人からの贈物にきわめて神経質だ。かれが誕生日に、多少なりとも職務に関係ある者からワインを数本受け取ったとすれば、警察は汚職の疑いをかけ捜査に着手するだろう。」と語ったことがある。

おわりに

以上をもってスウェーデンにおける司法実務修習および判事補の養成教育に関する紹介を終る。顧みてわれながら叙述の繁簡精粗の不統一が目につく感がするのを否認しない。しかし、それは、一半の理由が筆者の能力不足にあるけれども、同時に、筆者なりにわが国（の読者）にとって有用な知見と考えるもの——その判断の当否は別として——に力点を置いたことにもよる。また、本稿の内容はほとんどたんなる紹介にとどまり、対象の批判的検討にまでおよんでいないが、この点については前述したように、いずれ高裁代理判事への任命以降の問題を含め、この国の裁判官

任命・養成制度の全容を紹介した上で改めて行なうことにしたいと思う。(了)

(第一章 一九八二年九月、第二章 翌八三年九月脱稿)

第一章注(32)の補記

一般労働時間法は一九八三年一月一日から施行された労働時間法 (arbetsstidslagen (1982: 673)) にとって代わられたが、超過勤務については原則一五〇時間が二〇〇時間となったほかは、従前とほぼ同様である(新法八条、一九条三号)。